

宇治市公報

宇治市宇治琵琶33
 発行 宇治市
 政策経営部
 行政経営課
 電話 22-3141番
 印刷 宇治市横島町吹前123-4
 (南山城複写センター)

目次

規 則

- 規則第4号 宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則
 (納税課) ... 2

告 示

- 告示第35号 放置自動車等の撤去 (建設総務課) ... 3
- 告示第38号 令和2年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 (資産税課) ... 3
- 告示第39号 市道路線の区域の変更 (建設総務課) ... 3
- 告示第40号 市道路線の供用の開始 (建設総務課) ... 4

訓 令 甲

- 訓令甲第2号 宇治市保健師の保健活動連携・協働チーム設置規程の一部を改正する規程 (保健推進課) ... 4

公 告

- 公告第9号 農用地利用集積計画の縦覧 (農林茶業課) ... 4

公 営 企 業

- 告示第4号 公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理の開始 5
- 公告第10号 宇治市指定給水装置工事事業者の指定 5

規 則

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布する。

令和2年3月27日

宇治市長 山本 正

宇治市規則第4号

宇治市市税条例施行規則の一部を改正する規則

宇治市市税条例施行規則（昭和60年宇治市規則第35号）の一部を次のように改正する。

別記様式第5号中「の納付書」を「（種別割）の納付書」に、「〒」を「郵便番号」に、「から」を「の」に、「あて」を「宛て」に改める。

別記様式第6号中「の納付書」を「（種別割）の納付書」に、「折りまげたり」を「折り曲げたり」に、「小切手金額支払の」を「、小切手金額の支払が」に、「から」を「の」に、「〒」を「郵便番号」に、「あて」を「宛て」に改める。

別記様式第41号中「様」を「宛て」に、「」を「」に、

窓口に来られた方は (請求者)	請求者
どなたの証明書が必要ですか (納税義務者) *上記の方と同一の場合には「請求者とのご関係」欄のみ記入してください。	納税義務者
どの証明書が何通必要ですか	必要な証明書の種類及び数
何にお使いになりますか	使用の目的
どちらに提出されますか	提出先

「フリガナ」を「フリガナ」に、「ご関係」を「関係」に

フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
住 所	住 所 (所在地)
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名 (名 称)

、「軽自動車税」を「軽自動車税（種別割）」に、「ない」を「ない。」に、

「次の事項をよくお読みください。」

- 同居親族以外の方が請求される場合は、委任状等の本人の同意を確認することができる書類が必要です。
- 法人に係る証明の請求には、代表者印（又は支店長印）を押印してください。従業員の方が請求される場合は、法人（代表者又は支店長）からの委任状又は代表者印（若しくは支店長印）の押印のある請求書を持参してください。
- 手数料は、1年度・1税目（固定資産税・都市計画税

は、1通知番号）につき300円となります。

- 窓口に来られた方の身分証明書が必要となりますので、身分証明書（運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、健康保険の被保険者証、国民年金手帳など官公署発行のもの）を持参してください。郵送による請求の場合は、請求者の身分証明書の写しを添付してください

（注） 該当する□の中にレ印を付けてください。

「（注）」

- 1 該当する□の中にレ印を付けてください。
- 2 同居親族以外の方が請求される場合は、委任状等の本人の同意を確認することができる書類が必要です。
- 3 法人に係る証明の請求には、代表者印又は支店長印を押印してください。従業員の方が請求される場合は、法人（代表者又は支店長）からの委任状又は代表者印若しくは支店長印の押印のある請求書を持参してください。
- 4 手数料は、1年度・1税目（固定資産税・都市計画税は、1通知番号）につき300円となります。
- 5 請求者の身分証明書が必要となりますので、身分証明書（自動車運転免許証、旅券、住民基本台帳カード、健康保険の被保険者証、国民年金手帳など官公署発行のもの）を持参してください。郵送による請求の場合は、請求者の身分証明書の写しを添付してください。

改める。

別記様式第42号を次のように改める。

別記様式第42号（第4条関係）

軽自動車税（種別割）納税証明書交付請求書（継続検査用）

宇治市長宛て

		請求年月日	年 月 日
請求者	住 所		
	フリガナ 氏 名		
納税義務者	フリガナ 氏 名 (名称)		
	請求者との関係	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 代理人	
車両番号			

（注） 該当する□の中にレ印を付けてください。

別記様式第44号中「軽自動車税納税証明書（車検用）」を「軽自動車税（種別割）納税証明書（継続検査用）」に、

「」を「」に

納税義務者	住 所 (所在地)	
	氏 名 (名 称)	

「」に、「軽自動車税に

納税義務者	氏名 (名称)	
-------	------------	--

」を「軽自動車税（種別割）」に改める。
別記様式第44号の2中「口座領収証書（軽自動車税）」を「口座領収証書（軽自動車税（種別割）」に改め、「



び「〒」を削り、「〒611-8501」を「郵便番号611-8501」に、「代」を「(代表)」に、「軽自動車税 納税証明書」を「軽自動車税（種別割）納税証明書」に、「車検用」を「継続検査用」に、「ないものは無効です」を「ないものは無効です。」に、「の軽自動車税等に係る軽自動車税は」を「に係る軽自動車税（種別割）について」に改める。

附 則

(施行期日)

- この規則は、令和2年5月1日から施行する。
(経過措置)
- この規則の施行の際現に改正前の宇治市市税条例施行規則の規定により作成されている様式書類は、なお当分の間、使用することができる。



宇治市告示第35号

放置自動車等の撤去について

次の放置自動車等は、宇治市放置自動車等の発生の防止及び適正な処理に関する条例（平成7年宇治市条例第30号）第7条に違反し、公共の場所の機能の保全及び市民の快適な生活環境に支障となっています。

自動車等の所有者は、令和2年3月30日までに撤去してください。期日までに撤去されない場合は、同条例第12条第1項の規定により市において撤去します。

令和2年3月16日

宇治市長 山本 正

車種	塗色	自動車登録番号等 (車台番号)	放置場所
三菱 ミニキャ ブバン	白色	京都480 こ1343 (U61V-03031 03)	広野町中島16番地の32地先(準用河川名木川)

(掲示済)

宇治市告示第38号

令和2年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧について

地方税法（昭和25年法律第226号）第416条の規定により、令和2年度固定資産税に係る土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を、次のとおり行います。

令和2年3月27日

宇治市長 山本 正

縦覧場所 宇治市総務部資産税課
縦覧期間 令和2年4月1日から同月30日まで
(土曜日、日曜日及び祝日を除きます。)
縦覧時間 午前9時から午後4時30分まで

縦覧対象者 固定資産税の納税者及びその代理人
※ 納税者本人であることが確認できる書類が必要です(例：納税通知書、課税明細書、自動車運転免許証、旅券、健康保険被保険者証、個人番号カード等)。
※ 納税者の代理人が縦覧するときは、納税者本人が作成した委任状及び代理人本人であることが確認できる前述の書類が必要です(同居の親族又は納税管理人は、納税通知書又は課税明細書を提示することにより、委任状に代えることができます。)

審査の申出 固定資産課税台帳に新しく登録された固定資産の価格に不服のある方は、固定資産課税台帳に価格等を登録した旨の公示の日から納税通知書の交付を受けた日後3月を経過する日までの間に、宇治市固定資産評価審査委員会に文書で審査の申出をすることができます。

宇治市告示第39号

市道路線の区域の変更について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、市道路線の区域を次のように変更します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年3月27日から14日間

令和2年3月27日

宇治市長 山本 正

路線名	区 間	前後別	幅員 (m)	延長 (m)	備考
芝ノ東 金草原 線	木幡南山75番地の5 木幡南山79番地の9	前	4.0 ~6.0	20.7	
		後	4.0 ~7.0		
大曲り 南落合 線	横島町十一126番地の58 横島町十一126番地の30	前	4.1 ~5.8	24.0	
		後	6.0 ~6.8		
宮北開 線	神明宮北65番地の2 神明宮北65番地の2	前	5.3 ~6.5	21.7	
		後	5.5 ~6.5		
菟道4 9号線	菟道出口30番地の8 8先 菟道森本30番地の4 2先(右)	前	6.3 ~7.2	15.8	
		後	6.3 ~7.5		

菟道147号線	菟道西集上り18番地の18（右） 菟道西集上り18番地の18（右）	前	6.6 ～8.5	25.5	
	菟道西集上り18番地の18（右） 菟道西集上り18番地の18（右）	後	5.8 ～12.8	25.5	
宇治163号線	宇治野神42番地の60 宇治野神62番地の15	前	2.5 ～4.6	18.5	
	宇治野神42番地の60 宇治野神62番地の15	後	3.0 ～17.2	18.5	
小倉町38号線	小倉町久保11番地の1の2 小倉町久保13番地の1	前	0.6 ～1.1	17.5	起 点 地 番「小倉町久保11番地の2」を「小倉町久保11番地の1の2」に改正。
	小倉町久保11番地の1の2 小倉町久保13番地の1	後	0.9	17.5	

宇治市告示第40号

市道路線の供用の開始について

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の市道路線の供用を開始します。

その関係図面は、宇治市建設部建設総務課において、一般の縦覧に供します。

縦覧期間 令和2年3月27日から14日間

令和2年3月27日

宇治市長 山本 正

路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供 用 開 始 年 月 日
芝ノ東金草原線	木幡南山75番地の5 木幡南山79番地の9	令和2年3月27日
大曲り南落合線	横島町十一126番地の58 横島町十一126番地の30	令和2年3月27日
宮北開線	神明宮北65番地の2 神明宮北65番地の2	令和2年3月27日
菟道49号線	菟道出口30番地の88先 菟道森本30番地の42先（右）	令和2年3月27日
菟道147号線	菟道西集上り18番地の18（右） 菟道西集上り18番地の18（右）	令和2年3月27日
宇治163号線	宇治野神42番地の60 宇治野神62番地の15	令和2年3月27日

小倉町38号線	小倉町久保11番地の1の2 小倉町久保13番地の1	令和2年3月27日
---------	------------------------------	-----------

訓 令 甲

宇治市訓令甲第2号

宇治市保健師の保健活動連携・協働チーム設置規程の一部を改正する規程を、次のとおり定める。

令和2年3月27日

宇治市長 山本 正

宇治市保健師の保健活動連携・協働チーム設置規程の一部を改正する規程

宇治市保健師の保健活動連携・協働チーム設置規程（平成30年宇治市訓令甲第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項第4号中「（以下「保健師」という。）」を削る。

第3条第1項中「、福祉こども部保健推進課副課長をもつて充てる」を「、保健師のうちから総括者が選任する」に改め、同条第2項中「保健師に」を「前条第3項第4号に掲げる者（以下「保健師」という。）に」に改め、同条に次の2項を加える。

6 統括保健師及び統括保健師補佐（以下「統括保健師等」という。）の任期は、1年とする。ただし、統括保健師等が欠けたときに新たに選任される統括保健師等の任期は、前任者の残任期間とする。

7 統括保健師等は、再任されることができる。

第5条第1項中「統括保健師、統括保健師補佐」を「統括保健師等」に改める。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

公 告

宇治市公告第9号

農用地利用集積計画の縦覧について

農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）第18条第1項の規定により農用地利用集積計画を定めましたので、同法第19条の規定により公告し、その関係書類を次のとおり縦覧に供します。

令和2年3月17日

宇治市長 山本 正

1 縦覧に供する農用地利用集積計画

令和元年度第12号

令和元年度第13号

令和元年度第14号

令和元年度第15号

令和元年度第16号

令和元年度第17号

令和元年度第18号

令和元年度第19号

令和元年度第20号

令和元年度第21号

2 関係書類の縦覧期間

令和2年3月17日以後、常時備え置くこととします。

3 関係書類の縦覧場所

宇治市産業地域振興部農林茶業課

(揭示済)

公 営 企 業

宇治市上下水道事業告示第4号

公共下水道の供用及び終末処理場による下水の処理を開始するので、下水道法（昭和33年法律第79号）第9条の規定により、次のとおり告示します。

なお、その関係図書は、宇治市上下水道部下水道管理課にて一般の縦覧に供します。

令和2年3月27日

宇治市長 山本 正

供用及び処理開始年月日	供用及び下水の処理を開始する区域並びに供用を開始する排水施設の位置	排水施設の合流式又は分流式の別	終末処理場の位置及び名称
令和2年3月27日	神明宮北の一部・石塚の一部、広野町丸山の一部	分流式	八幡市八幡焼木一番地 洛南浄化センター

宇治市上下水道事業公告第10号

宇治市指定給水装置工事事業者の指定について

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により、令和2年3月16日付けで、宇治市指定給水装置工事事業者として、次の者を指定したので公告します。

令和2年3月27日

宇治市長 山本 正

指定番号 第474号 株式会社K's Corporation

